

CASBEEとつり 重点項目シート

陸自美保(28)格納庫新設建築その他工事

重点項目	評価項目	評価方法	評価内容欄	評価点欄	採点欄		
県産材利用の推進	主要構造部	$\text{主要構造部の県産材使用率 (\%)} = \frac{\text{県産材使用量 (m}^3\text{)}}{\text{木材使用量 (m}^3\text{)}} \times 100$	主要構造部の県産材使用率は50%以上である。	5	評価対象外		
			主要構造部の県産材使用率は1%から50%未満である。	3			
			上記のいずれにも該当しない。	0			
			法令上、主要構造部を木造とすることはできない。	評価対象外			
床材	床材	$\text{床材の県産材使用率 (\%)} = \frac{\text{県産材使用面積 (m}^2\text{)}}{\text{木材使用可能面積 (m}^2\text{)}} \times 100$	居室床材の県産材使用率は50%以上である。	5	0		
			居室床材の県産材使用率は1%から50%以上である。	3			
			上記のいずれにも該当しない。	0			
腰壁	腰壁	$\text{腰壁の県産材使用率 (\%)} = \frac{\text{腰壁面積の県産材使用率}}{\text{腰壁面積 (m}^2\text{)}} \times 100$	腰壁面積の県産材使用率は50%以上である	5	評価対象外		
			腰壁面積の県産材使用率は1%から50%未満である	3			
			上記のいずれにも該当しない	0			
			法令上、居室の腰壁に木材が使用できない。	評価対象外			
外装材	外装材	$\text{外装材の県産材使用率 (\%)} = \frac{\text{県産材使用可能面積 (m}^2\text{)}}{\text{木材使用可能面積 (m}^2\text{)}} \times 100$	外装材の県産材使用率は50%以上である	5	評価対象外		
			外装材の県産材使用率は1%から50%未満である	3			
			上記のいずれにも該当しない	0			
			法令上、外装材に木材が使用できない。	評価対象外			
総使用量	主要構造部・床材・腰壁・外装材における県産材の総使用量		県産材を、30m ³ 以上使用している	5	0		
			県産材を、15m ³ から30m ³ 未満使用している	3			
			県産材を、1m ³ から15m ³ 未満使用している	1			
			上記のいずれにも該当しない	0			
県産材利用の推進の評価点 計				10	0		
鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品のうち使用している品目の数	「建築資材等」の品目を3種類以上使用し、かつ、他の品目と合わせて5種類以上使用している	25	25		
			「建築資材等」の品目を2種類以上使用し、かつ、他の品目と合わせて3種類以上使用している	15			
			「建築資材等」の品目を1種類以上使用し、かつ、他の品目と合わせて2種類以上使用している	5			
			上記のいずれにも該当しない	0			
鳥取県認定グリーン商品利用の推進の評価点 計				25	25		
設備システムの高効率化	設備システムの高効率化	別表2に掲げる評価手法に応じ算出されたB E I 値又はB E I m 値により評価	レベル5	25	5		
			レベル4	15			
			レベル3	5			
			レベル1, 2	0			
自然エネルギー変換利用の評価点 計				25	5		
敷地内緑化推進	敷地内緑化推進	敷地内における緑化、生物環境の保全等への取組みのうち、採用して入る取組みの区分に応じて与える評価点の合計	生物環境の保全と創出に関して十分配慮されており、充実した取組が行われている。(評価ポイント13以上)	25	5		
			生物環境の保全と創出に関して配慮されており、比較的多くの取組が行われている。(評価ポイント10~12)	15			
			生物環境の保全と創出に関して配慮されており、標準的な取組が行われている。(評価ポイント7~9)	10			
			生物環境の保全と創出に関して配慮されているが、取組が十分とはいえない。(評価ポイント4~6)	5			
			生物環境の保全と創出に関して配慮に欠け、取組が不十分である。(評価ポイント0~3)	0			
敷地内緑化の推進の評価点 計				25	5		
総合評価点 合計				35			
最高評価点 合計				85			